

# 「若宮賞」表彰事業のご案内

公益財団法人やまなし環境財団は、個人や民間団体の自発的な環境保全活動を支援します。皆さまの環境保全の取り組み事例を広く募集し、優秀な事例について表彰するとともに、その内容を広く県民に紹介します。

## ■ 表彰対象

表彰の対象となる活動は、一般県民又は民間団体が行う地域における実践活動で、広く県民に推奨できる次に掲げるものとします。

- (1) 地球温暖化防止に関する活動（例：脱炭素等）
- (2) 自然環境保全に関する活動（例：生物多様性等）
- (3) ごみ減量化、資源リサイクルに関する活動
- (4) 環境教育・環境意識啓発に関する活動
- (5) その他環境保全に関する活動



※本表彰の対象外としている活動例

- ・エコキャップの回収（本財団では脱プラの一環としてマイボトルを推進しています。）
- ・微生物などを用いた水質浄化（広く県民に推奨できる活動を表彰しています。）

## ■ 表彰基準

令和5年6月1日現在、原則として次に掲げる期間以上の活動を実施し、今後も継続が見込まれるものとします。

- (1) 個人にあっては、おおむね3年
- (2) 団体にあっては、おおむね2年

※同一の功績について、知事表彰又は大臣表彰を受けたものは本表彰の対象外とします。

※行政が事務局を担当する団体は本表彰の対象外とします。

※本年度、本財団の助成金の交付を受ける団体は本表彰の対象外とします。

※団体の会員としての個人の活動は本表彰の対象外とします。

## ■ 推薦者

次に掲げるいずれかの者とします。※推薦調書は財団 HP からダウンロードできます。

- (1) 県民（自薦を除く。）
- (2) 県内の行政機関の長。この場合、推薦数は、原則として2名（団体）以内としてください。

## ■ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、推薦された者の中から「やまなし環境財団」理事長が決定します。

## ■ 表彰の方法

表彰状と奨励金品（団体 30,000 円、個人 10,000 円）を併せて授与するものとします。表彰は令和6年1月下旬を予定しています。

**募集期間：令和5年4月28日(金)～7月28日(金)**



※ 推薦は、推薦調書をお願いします。

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

公益財団法人やまなし環境財団事務局(山梨県自然共生推進課内)

TEL 055-223-1634 FAX 055-223-1781

メール：[shizen@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:shizen@pref.yamanashi.lg.jp)

検索

若宮賞